

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領

〔 平成18年3月17日付国総施第215号
最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号 〕

(目的)

第1 本要領は、建設機械の排出ガス低減性能に資する建設機械の指定等を実施することにより、建設工事での選択を通じて排出ガス低減性能の高い建設機械の普及を促進することを目的とする。

(定義)

第2 本要領において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第2条第1項に規定する建設機械をいう。

2 本要領において「排出ガス」とは、建設機械の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙をいう。

3 本要領において「原動機」とは、建設機械に搭載される原動機及びそれと一体として搭載される排出ガスの発散防止装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第6条第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定原動機及び排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号。以下「規程」という。）第3条第1項の規定によりその型式について認定を受けた原動機を除く。）をいう。

(原動機及び黒煙浄化装置の型式認定)

第3 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記1に定める基準（以下「排出ガス対策型原動機技術基準」という。）に適合し、かつ、均一性を有する原動機を排出ガス対策型原動機として認定することができる。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記2に定める基準（以下「排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準」という。）に適合し、かつ、均一性を有する黒煙浄化装置を排出ガス対策型黒煙浄化装置として認定することができる。

(原動機の認定の申請)

第4 原動機の製作又は販売（以下「製作等」という。）を業とする者で第3の1の規定による型式の認定（以下「原動機型式認定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 申請に係る原動機の名称及び型式
- (3) 申請に係る原動機の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地
- (4) その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 申請に係る原動機の構造及び性能を記載した書面
- (2) 申請に係る原動機の構造図
- (3) 排出ガス対策型原動機技術基準に適合することを証する書面
- (4) 申請に係る原動機の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Q 9 0 0 1の規定に適合しており、かつ、申請に係る原動機が第4の1(3)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
- (5) 申請に係る原動機を取り付けることができる建設機械の範囲を限定する場合においては、その範囲
- (6) 申請に係る原動機の点検整備方式を記載した書面
- (7) 申請に係る原動機の製作を業とする者から当該原動機を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- (8) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、1及び2に定めるもののほか、原動機型式認定に関し必要があると認めるときは、当該原動機型式認定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（黒煙浄化装置の認定の申請）

第5 黒煙浄化装置の製作等を業とする者で第3の2の規定による型式の認定（以下「黒煙浄化装置型式認定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第2）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 申請に係る黒煙浄化装置の名称及び型式
- (3) 申請に係る黒煙浄化装置の製作を業とする者にあつては、主たる製作工場の名称及び所在地
- (4) その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 申請に係る黒煙浄化装置の構造及び性能を記載した書面
- (2) 申請に係る黒煙浄化装置の構造図
- (3) 排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合することを証する書面
- (4) 申請に係る黒煙浄化装置の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Q 9 0 0 1の規定に適合しており、かつ、申請に係る黒煙浄化装置が第5の1(3)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
- (5) 申請に係る黒煙浄化装置の点検整備方式を記載した書面
- (6) 申請に係る黒煙浄化装置の製作を業とする者から当該黒煙浄化装置を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- (7) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、1及び2に定めるもののほか、黒煙浄化装置型式認定に関し必要があると認めるときは、当該黒煙浄化装置型式認定の申請者に対し、

必要な書面の提出を求めることができる。

(認定等の通知及び公表)

第6 国土交通省大臣官房技術審議官は、第3の1の規定により認定した排出ガス対策型原動機（以下「認定原動機」という。）又は第3の2の規定により認定した排出ガス対策型黒煙浄化装置（以下「認定黒煙浄化装置」という。）の原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を行ったときは、当該原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定をし、又はそれらの認定を取り消した場合においては、当該原動機又は当該黒煙浄化装置の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該原動機又は当該黒煙浄化装置の名称及び型式並びに認定番号を公表するものとする。

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、第8の1の規定による届出が、第4の1(1)又は(2)に関するものである場合、又は第8の2の規定による届出が、第5の1(1)又は(2)に関するものである場合においては、その旨を通知するものとする。

(変更の認定)

第7 原動機型式認定を受けた者は、第4の2の各項目（(4)及び(7)を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の認定を受けなければならない。

2 黒煙浄化装置型式認定を受けた者は、第5の2の各項目（(4)及び(6)を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の認定を受けなければならない。

3 第3から第7の2までの規定は、第7の1又は2の規定による書面の記載事項の変更について準用する。

(変更の届出)

第8 原動機型式認定を受けた者は、第4の1(1)から(3)又は2(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第3による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

2 黒煙浄化装置の型式認定を受けた者は、第5の1(1)から(3)又は2(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第4による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

3 原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を受けた者は、当該認定原動機又は当該認定黒煙浄化装置の製作等をしなくなったときは、その時から30日以内にその旨を記載した様式第5による届出書を、国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9 国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各項目のいずれかに該当する場合においては、認定原動機の原動機型式認定又は認定黒煙浄化装置の黒煙浄化装置型式認定を取り消すことができる。

(1) 認定原動機が排出ガス対策型原動機技術基準又は認定黒煙浄化装置が排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなく

なったとき。

(2) 第7の1又は2の規定による変更の認定を受けなければならない場合において、その認定を受けなかったとき。

(3) 不正の手段により原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を受けたとき。

(4) 認定原動機又は認定黒煙浄化装置の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

2 第6の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が、第9の1の規定による取消しをした場合において準用する。

(認定原動機とみなす物)

第10 次に掲げる物は、第11、第12の1(3)、第13の1(3)、第17の1及び2の規定の適用については、認定原動機とみなす。

(1) 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置

(2) 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第6条第1項の規定により型式指定を受けた特定原動機

(3) 定格出力が8kW以上560kW以下の軽油を燃料とする原動機であつて、規程第3条の規定によりその型式について認定を受けた原動機

(排出ガス対策型建設機械及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の型式指定)

第11 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記3に掲げる基準（以下「排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械（「定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車」、「定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車」、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条第1項の規定によりその型式について届出された特定特殊自動車」並びに「規程第11条の規定によりその型式について指定を受けた建設機械」を除く。）を排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が均一性を有し、かつ、認定原動機（た

だし、当該認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること）及び認定黒煙浄化装置を搭載している建設機械、又はその型式が別記４に定める基準（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械をトンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

（建設機械の指定の申請）

第１２ 建設機械の製作等を業とする者で第１１の１の規定による型式の指定（以下「建設機械型式指定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第６）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

- （１） 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （２） 申請に係る建設機械の名称及び型式
- （３） 申請に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号（ただし、当該認定原動機が原動機型式認定の申請中であるときは、当該原動機型式認定申請書の写し）
- （４） 申請に係る建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地
- （５） その他必要な事項

２ 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- （１） 申請に係る建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面
- （２） 申請に係る建設機械の外観図及び写真
- （３） 排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面
- （４） 申請に係る建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Ｑ９００１の規定に適合しており、かつ、申請に係る建設機械が第１２の１（４）の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
- （５） 申請に係る建設機械の点検整備方式を記載した書面
- （６） 申請に係る建設機械の製作を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
- （７） その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

３ 国土交通省大臣官房技術審議官は、第１２の１及び２に定めるもののほか、建設機械型式指定に関し必要があると認めるときは、当該建設機械型式指定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（トンネル工事用建設機械の指定の申請）

第１３ トンネル工事の用に供する建設機械（以下「トンネル工事用建設機械」という。）の製作等を業とする者で第１１の２の規定による型式の指定（以下「トンネル工事用建設機械型式指定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第７）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

- （１） 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （２） 申請に係るトンネル工事用建設機械の名称及び型式

- (3) 申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号（ただし、当該認定原動機が原動機型式認定の申請中であるときは、当該原動機型式認定申請書の写し）
- (4) 申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定黒煙浄化装置の型式及び認定番号（ただし、当該認定黒煙浄化装置が黒煙浄化装置型式認定の申請中であるときは、当該黒煙浄化装置型式認定申請書の写し）
- (5) 申請に係るトンネル工事用建設機械の製作を業とする者にあつては、主たる製作工場の名称及び所在地
- (6) その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 申請に係るトンネル工事用建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面
- (2) 申請に係るトンネル工事用建設機械の外観図及び写真
- (3) 排出ガス対策型建設機械技術基準及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面
- (4) 申請に係るトンネル工事用建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格 Q 9 0 0 1 の規定に適合しており、かつ、申請に係るトンネル工事用建設機械が第 1 3 の 1 (5) の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
- (5) 申請に係るトンネル工事用建設機械の点検整備方式を記載した書面
- (6) 申請に係るトンネル工事用建設機械の製作を業とする者から当該トンネル工事用建設機械を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- (7) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、第 1 3 の 1 及び 2 に定めるもののほか、トンネル工事用建設機械型式指定に関し必要があると認めるときは、当該トンネル工事用建設機械型式指定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（指定等の通知及び公表）

第 1 4 国土交通省大臣官房技術審議官は、第 1 1 の 1 の規定により指定した排出ガス対策型建設機械（以下「指定建設機械」という。）又は 2 の規定により指定したトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「指定トンネル工事用建設機械」という。）の型式指定を行ったときは、当該型式指定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定をし、又はそれらの指定を取り消した場合においては、当該建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の名称及び型式並びに指定番号を公表するものとする。

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、第 1 6 の 1 の規定による届出が、第 1 2 の 1 (1) 又は (2) に関するものである場合、又は第 1 6 の 2 の規定による届出が、第 1 3 の 1 (1) 又は (2) に関するものである場合においては、その旨を通知するものとする。

（変更の承認）

第 1 5 建設機械型式指定を受けた者は、第 1 2 の 1 (3) 又は 2 の各項目（(4) 及び (6) を

除く。)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の承認を受けなければならない。ただし、第12の1(3)の変更に関しては当該原動機が第3の1の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合に限る。

2 トンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、第13の1(3)、(4)又は2の各項目((4)及び(6)を除く。)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の承認を受けなければならない。ただし、第13の1(3)の変更に関しては当該原動機が第3の1の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合、第13の1(4)の変更に関しては当該黒煙浄化装置が第3の2の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合に限る。

3 第11から第15の2までの規定は、第15の1又は2の規定による書面の記載事項の変更について準用する。

(変更の届出)

第16 建設機械型式指定を受けた者は、第12の1(1)、(2)又は(4)並びに2(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第8による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

2 トンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、第13の1(1)、(2)又は(5)並びに2(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第9による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

3 建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定を受けた者は、当該指定建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の製作等をしなくなったときは、その時から30日以内にその旨を記載した様式第10による届出書を、国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第17 国土交通省大臣官房技術審議官は、指定建設機械に搭載されている認定原動機が原動機型式認定を取り消された場合においては、当該指定建設機械の建設機械型式指定を取り消すものとする。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、指定トンネル工事用建設機械に搭載されている認定原動機が原動機型式認定を取り消された場合、又は認定黒煙浄化装置が黒煙浄化装置型式認定を取り消された場合においては、当該指定トンネル工事用建設機械のトンネル工事用建設機械型式指定を取り消すものとする。

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各項目のいずれかに該当する場合においては、指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の型式指定を取り消すことができる。

(1) 指定建設機械が排出ガス対策型建設機械技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったとき。

(2) 指定トンネル工事用建設機械が排出ガス対策型建設機械技術基準又はトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったとき。

(3) 第15の1又は2の規定による変更の承認を受けなければならない場合におい

て、その承認を受けなかったとき。

(4) 不正の手段により建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定を受けたとき。

(5) 指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

4 第14の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が第17の1から3までの規定による取消しをした場合について準用する。

(指定建設機械とみなす物)

第18 その型式が次に掲げる物と同一である建設機械については、国土交通省大臣官房技術審議官が定めるその旨を証する書類を提出した場合においては、第20の1の規定の適用については、指定建設機械とみなす（以下「みなし指定建設機械」という。）。

(1) 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車

(2) 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車

(3) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条第1項の規定によりその型式について届出された特定特殊自動車

2 建設機械の製作等を業とする者で第18の1の規定によるみなし指定建設機械の適用を受けようとするものが、次に掲げる事項を記載した届出書（様式第11）を国土交通省大臣官房技術審議官に届け出た場合においては、第20の1の規定の適用については、第11の1に基づき、排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者とみなす。

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 届出に係る建設機械の名称及び型式

(3) 届出に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

(4) 届出に係る建設機械の製作を業とする者にあつては、主たる製作工場の名称及び所在地

(5) その他必要な事項

3 2に定める届出書には、1に定める国土交通省大臣官房技術審議官が定めるその旨を証する書類を添付するものとする。

4 第18の1の規定によるみなし指定建設機械は、当該建設機械と同一の型式について道路運送車両法、又は特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、基

準に適合しなくなった、又は構造及び性能が同一であることが担保されなくなったと認められた場合においては、１の適用を取り消すものとする。

５ 第１４の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が第１８の１の規定によるみなし指定建設機械、もしくは同４の規定によるみなし指定建設機械の取消しをした場合において準用する。

（基準の変更に係る学識経験者からの意見聴取）

第１９ 国土交通省大臣官房技術審議官は、排出ガス対策型原動機技術基準、排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準、排出ガス対策型建設機械技術基準又はトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準を変更しようとするときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

（指定建設機械の表示等）

第２０ 第１１の１に基づき、排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定建設機械について、様式第１２による表示を側面の見やすい箇所に付することができる。ただし、当該建設機械のうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第１２条第１項又は同第２項の規定により、基準適合表示を付することができるものについては、本項は適用しないこととする。

２ 第１１の２に基づき、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定トンネル工事用建設機械について、様式第１３による表示を側面の見やすい箇所に付することができる。

３ 建設機械又はトンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、毎年度、当該指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の販売台数を当該年度終了後６０日以内に国土交通省大臣官房技術審議官に報告するものとする。

別記１

次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、排出ガスの種類欄に掲げる排出ガスごとの基準を満たすものとする。

排出ガス の種類 原動機 の出力区分	NMHC+NO _x (g/kW・h)		CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
	HC (g/kW・h)	NO _x (g/kW・h)			
８kW～１９kW未満	7.5		5.0	0.8	40
１９kW～３７kW未満	1.0	6.0	5.0	0.4	40
３７kW～５６kW未満	0.7	4.0	5.0	0.3	35
５６kW～７５kW未満	0.7	4.0	5.0	0.25	30
７５kW～１３０kW未満	0.4	3.6	5.0	0.2	25
１３０kW～５６０kW以下	0.4	3.6	3.5	0.17	25

別記 2

試験に供する原動機について、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った排出ガス重量及び濃度の結果が、以下に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- ・ 黒煙について、定格点濃度、中間速度全負荷点濃度及び過渡時濃度の各々が低減し、かつ黒煙浄化装置装着前の最大値に対し装着後の最大値が 1 / 5 以下となること。
- ・ 黒煙浄化装置の装着により、HC、NO_x、CO、PMの排出ガス重量が増加しないこと。

別記 3

- 1 次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、右欄に掲げる黒煙の基準を満たすものとする。

原動機の出力区分	黒煙 (%)
8 kW～19 kW未満	40
19 kW～37 kW未満	40
37 kW～56 kW未満	35
56 kW～75 kW未満	30
75 kW～130 kW未満	25
130 kW～560 kW以下	25

- 2 認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合には、当該建設機械がその範囲内のものであること。

別記 4

- 1 別記 3 に定める表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、同表の右欄に掲げる黒煙の基準の 1/5 以下であること。
- 2 認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合には、当該建設機械がその範囲内のものであること。